な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管 理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走 対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、 所要の措置を講ずるよう努める。

第6節 廃棄物の処理

町は、府と連携して、廃棄物処理法及び国民保護法第 124 条の規定による特例に基づき、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 し尿処理

(1) 初期対応

- ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつ つ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 ごみ処理

(1) 初期対応

- ア 避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるごみの収集処理見 込み量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

3 がれき処理

(1) 初期対応

- アがれきの発生量を把握する。
- イ がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保 するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 処理活動

- ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンク リート等のリサイクルに努める。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住 民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。